

令和5年度 おいたまの郷 事業計画

社会福祉法人 敬友会

「創造から改革そして発展へ」

- ICT や介護ロボットをはじめとしたテクノロジーの導入と利活用
- 職員の働き方改革
- 多様化する地域との共存

I 基本理念

尊厳の保持・自立支援・利用者基準

II 行動指針

「人に感謝、人とは利用者、人とは地域の人々、人とは私達です。」

III 事業（福祉サービス）の内容と基本的な目標

1. 本部部門

（1）収支差率の管理

事業を確実・効果的かつ適正に行うため、その経営基盤の強化を図るとともに、将来の大規模改修・改築や、人材確保と職員処遇を維持するために計画的に財源を確保します。

そのためには、安定した利用率の確保とともに、知恵と工夫をもって「無理・無駄」を排除し、5Sを柱とした効率的な運営を行うことにより、生産性の向上を図ります。

併せて社会福祉法人としての役割を認識して、低所得者対策としての社会福祉法人負担軽減の実施、地域における公益的取組みの推進と拡大に努めます。

（2）社会福祉充実計画の実行

社会福祉充実計画に沿って、社会福祉法人負担軽減、大型設備等の更新による利用者の生活環境改善、職員の労働環境改善、利用者の自立支援に資するための機能訓練の充実・強化、地域交流の活性化を図ります。

(3) 人材確保・定着促進

- ・学校訪問やオンラインによる企業説明会等、時代にマッチした採用活動を積極的に展開します。
 - ・ホームページの内容をさらに充実させ、写真や動画を用いて様々な角度から福祉、介護の魅力を発信するとともに法人の方向性を明確に伝え、多様な人材確保に取り組みます。
 - ・小・中・高校生等若者に向けて介護・福祉のしごとが魅力ある職業として選択されるように、介護がより身近なものとしてとらえていただくよう普及啓発を行い福祉人材確保の取り組みに努めます。
 - ・新任職員の指導育成、定着促進を目的とした「チューター制度」(経験3年程度の先輩職員からマン・ツー・マン方式での指導)を実施し、1年間に渡り公私ともに支えることで定着促進を図ります。
- また、介護の経験のある中途採用者の指導育成として、チューター制度と同様に、「アテンダー制度」による丁寧な指導育成を行います。

(4) 人事制度

- ・人事考課の取り組みを進め、公正公平な職員の評価育成を行い、職員満足度の向上と併せて職員の資質と介護サービスの向上に努めます。
- ・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算、また、新たな介護職員処遇改善支援補助金を有効に運用し、昇給・賞与と結びついたキャリアアップの仕組みと人事考課を継続して行い、公平かつ適正な処遇と職員のモチベーションアップを図ります。
- ・日頃からミーティングなど話し合いの機会を多用しながら、現場の声を組織改善に反映していきます。

(5) 職員の意識改革と資質の向上

- ・法人のかかげる行動指針「人に感謝」をさらに定着させるために、感謝は周りに人々の喜びと笑顔をもたらし、人を育て自分を磨くことを常に意識し、高潔な職員として、職員同士、職員と利用者の関係に主眼を置き、介護を通し人格者として成長ができるように、感謝を行動で表わすことを習慣として定着、浸透を図ります。
- ・仕事の効率化、負担の軽減、人員の適正配置を目指し、各部門リーダー層の実践研修を実施します。
- ・個人ごとのレベルに応じた必達目標を設定し、年2回の個別面談とPDCAサイクルにより資質向上と意識改革を目指します。
- ・介護職員のスキル向上を図るため、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者(アセッサー)を養成します。

- ・施設全体で職員のサービスマナー（態度・言葉遣い・身だしなみなど）の向上に努めることにより、介護の質を高め、利用者にとって快適な生活環境を整え、生きがいや利用者満足を高めて自立支援に繋げていきます。

- ・職場内・外研修の充実、各種資格取得の奨励、社会福祉主事任用資格者の育成（応募選抜方式）

- ・喀痰吸引等研修への介護職員派遣と施設内実地研修の実施

- ・介護実習指導體制の充実を図り、養成校実習生および介護アシスタント入門講座実習生、大学等インターンシップ、中学生のチャレンジウィーク、高校生の体験型企業説明会を積極的に受入れ、将来の介護人材の育成、施設・職員の専門性の向上を図ります。

（6）地域との交流

感染症対策のため、従来の活動を縮小せざるをえない状況ですが、介護予防教室、地区コミュニティセンターとの共催事業等の多彩な企画により、地域の方とふれあう機会を積極的につくり、併せて福祉活動の PR を行います。

（7）施設の維持・管理

日常において、より過ごしやすく快適な生活空間・環境の整備を図ります。そのためには介護機器を含めた器具備品等の安全管理と、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）をモットーとして仕事のしやすい職場環境作りと美化に努め業務の効率化を図り推進します。

また、施設開設 24 年目に入り、昨年度実施したナースコール更新工事・介護ロボット導入に続き、大型設備機械等の更新や改修を計画的に行い、適切な保守管理と整備を行っていきます。

（8）災害・感染症対策

実践的な防災訓練を定期的実施することにより、利用者の安全と被害の防止のため万全を期するものとします。防災マニュアルの点検、その他随時必要な措置を行います。

地元協力会・消防団・消防署と連携し防災体制の強化を図ります。

置賜地区 3 市 5 町の老人福祉施設間で防災ネットワークを結び、定期的に防災訓練を行い連携、情報共有を行います。

米沢市との福祉避難所協定に基づき、大規模災害を想定した避難所開設のための体制を整えて、地域の要援護者に対応します。

大規模災害における早期対応を行うため、毎月 1 日に自動安否確認システムによる安否確認の定期訓練を実施します。

感染対策の専門家の指導を受け、日頃の感染症対策の徹底と、早期発見・早期対応を行うことで集団感染防止に努めます。

大規模災害や感染症拡大を想定して、BCP（事業継続計画）を策定します。

(9) 地域貢献活動・・・プロジェクト活動

社会福祉法人の使命として、地域に根差し地域と共に歩むため、現在ある資源をフルに活用し、地域内組織と連携を図りながら地域貢献活動を実施します。

（「家族介護者交流会」「認知症カフェ」「地域美化活動」「地域交流拠点の整備」等）

「米沢市社会福祉法人連絡協議会」において市内社会福祉法人と連携を図り、安心して暮らせる地域社会づくりの推進に努めます。

(10) 広報活動・・・委員会活動

法人、施設のありのままの姿を地域に発信するため、広報誌「郷のたより」の発行と、ホームページにより各事業所の活動を写真・映像でリアルタイムに更新することで「見せる化」を推進し、介護のイメージアップに取り組みます。

(11) ストレスチェック制度

職員自身のストレスへの気付きを促し、メンタルヘルス不調になる事を未然に防止する事で、職員の心と体の健康保持増進に向けた働きやすい職場づくりに取り組んでいきます。

(12) ハラスメント防止

パワーハラスメントをはじめとするハラスメントの無い快適な職場環境にするため、研修、啓発活動と、相談機能の強化を図ります。

(13) 情報セキュリティ対策

ICT の導入促進と同時に、情報漏洩やサイバー攻撃に備えたセキュリティ対策を強化していきます。（関連する研修の充実と基本対策の徹底）

2. 特別養護老人ホーム

老人福祉法・介護保険法の理念に基づき、要介護者の心身の状況等に応じた適切な施設サービスを提供すると共に、自らその提供するサービスの質の評価を行うことにより、常にサービスを受ける立場に立った事業を実施します。なお、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、介護、相談・援助、機能訓練、健康管理を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、これらの支援の指針となるサービス計画作成担当（介護支援専門員）の資質向上を図り、入所者の生活の質向上と、よりきめ細かな対応を目指します。

入所検討委員会を定期的開催し、さらなる公正化・透明化を図ります。

また、入所系稼働率プロジェクトを新規に立ち上げ、長期入院者対策と併せてショートステイの空床利用の促進を図り、安定した稼働率の確保に努めます。

施設での看取りを希望される方が増加し、より質の高い看取りケアを提供するため

に、職員研修や看取り後のケアカンファレンスを充実させ、職員の精神的負担の把握と支援を含めた、「振り返り」を重視した PDCA サイクルを実施し、体制強化と改善を行います。

夜間勤務時間の短縮による職員の労働負荷の軽減効果と、日勤帯の職員増による利用者のケアの充実と満足度向上に繋がります。また、限られた職員でより密度と質の高いケアを提供することを前提に、介護ロボット見守りセンサーの活用と働き方や働きやすさの改革、業務の効率性や成果を高め、生産性向上の取り組みを行います。

- (1) 施設サービス計画に基づいた生活支援
- (2) 施設サービス計画の本人と家族への説明
- (3) 感染症対策のもとで、趣味・創作活動・行事・レクリエーション等余暇活動を充実させ、単調になりがちな生活にゆとりと潤いを与えます。(行事・レクリエーション・機能訓練委員会)
- (4) 嘱託医の指示のもと、感染症予防、健康状態の把握と管理、疾病の早期発見と治療、受診・入院の対応、残存機能の維持(医務部門)
- (5) マニュアルに沿った感染症対策・予防対策の実施(感染対策委員会)
- (6) 家族との連携、連絡
生活情報・施設情報の伝達、オンライン面会の実施、ケアプランの説明・同意、行事案内
- (7) 伴走型自立支援介護の実践(科学的介護委員会)
- (8) 看取りケアの推進(看取り委員会)
- (9) 科学的介護情報システム(LIFE)の運用とフィードバック
- (10) 歯科医師と連携した口腔・栄養ケアの推進(食事委員会)
- (11) 要介護認定申請調査業務(市委託)
- (12) 携帯端末機(iPAD)を活用し、介護情報入力の効率化、会議のペーパーレス化、情報共有・意思決定のスピード化・スマート化(ICT推進)
- (13) 介護ロボット(見守りセンサー)の活用
- (14) インカムの導入
- (15) 職員の腰痛予防対策の推進(補助用具等導入と活用、予防講習会の開催)

3. 短期入所(ショートステイ)事業

介護の必要な利用者が、一時的に施設に入所していただくことにより、利用者の心身機能の維持・向上ならびに家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。

利用者の中には、環境の変化による不安や緊張感を抱く方も多く、安心感を持っていただけるような対応とともに、心身の状態の観察には特に注意を払い、適切な援助を行うように努めます。

- (1) 介護サービス計画作成による個別ケアの実施
- (2) ご利用家庭との連携を密にしたケアの実践
- (3) 新規利用者に対する十分な情報収集と、家族ニーズに合わせた設定
- (4) 内部の受入体制の整備・強化（緊急利用・空床利用ほか）
- (5) 安全・安心・確実な送迎の実施
- (6) 余暇活動の充実
- (7) 科学的介護情報システム（LIFE）の運用とフィードバック
- (8) 関係機関・事業所との連携、利用率の確保

4. 通所介護（デイサービス）事業

介護保険制度の趣旨に沿って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、通所介護サービスを提供します。

ゆったりとした安全な環境をつくり、住み慣れた地域で家庭生活を継続できるよう、また地域の方からも信頼されるように努めます。

特に認知症高齢者の方に対しては、その特徴をよく理解して観察を十分に行い、安全性を確保して状態の変化に対応します。

また、要支援の方を対象とした「総合事業」、およびチェックリスト対象者に対する「C型事業 プレミアム運動コース」の提供にあたっては、より一層、利用者の意向や生活スタイルを理解した上での、きめ細かなサービスを提供し、在宅ケアの中心的存在としての機能強化を図ります。

- (1) 家族との連携のもと、利用者のニーズ、生活スタイルの把握
- (2) 日常生活の継続向上のため、目標の設定と実践
- (3) 個別機能訓練の実施
- (4) ADL維持の取り組みと評価
- (5) 科学的介護情報システム（LIFE）の運用とフィードバック
- (6) 利用環境・設備等の改善
- (7) 安全・安心・確実な送迎の実施
- (8) 関係機関・事業所との連携、利用率の確保

5. 訪問介護（ホームヘルプ）事業

心身の障害等のため日常生活を営む上で支障がある高齢者等の世帯に対して、熟練したホームヘルパーが訪問し、身体介護・生活援助などのサービスを提供し、高齢者等が住み慣れた地域で健全な生活を送ることができるよう支援します。

また、要支援の方への総合事業サービスは、より専門性が問われることから、ホームヘルパーの資質向上にも取り組みます。

また、独自自費サービスの「高齢者生活支援事業」により、低廉な料金で制度の隙間に対応していきます。

近年、訪問介護からの撤退事業者が増加する中、在宅介護の砦として、地域に密着したきめ細かな支援を継続していきます。

- (1) 身体介護、生活援助
- (2) 看取り期の対応
- (3) 高齢者生活支援事業
- (4) ニーズの把握、調査研究
- (5) 関係機関・事業所との連携、利用率の確保
- (6) 携帯型端末（iPAD）を活用した情報共有と業務効率化

6. 居宅介護支援事業

介護保険法の理念に基づき、また、社会福祉法人としての使命を果たすことを主眼に、高齢者が居宅にて自立した生活を送れるよう、また介護者が居宅介護できるように、行政・医療・施設・居宅サービス事業者・地域包括支援センター・その他地域の資源の活用も含めて、居宅サービス計画書の作成、介護保険全般の相談業務を行います。

特に利用者の主治医との情報交換や、入退院時の病院への情報提供、情報収集を行い、居宅での生活が継続できるように連絡・連携に努めます。

新たに24時間の連絡体制を確保し、利用者などからの相談に緊密に対応します。

- (1) 面接、電話等による介護の総合的な相談・助言の実施
- (2) 各施設、関係機関との連携のもと、連絡・調整により利用者のニーズの把握と継続的支援体制の維持
- (3) 要介護認定申請調査業務（市委託）
- (4) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (5) 福祉用具の紹介、住宅改修等の相談・助言
- (6) 実務者研修の受け入れ（特定事業所として体制強化と職員のスキルアップ）
- (7) 地区民生委員協議会との連携
- (8) 積極的な利用者の新規開拓と収支改善
- (9) 携帯型端末（iPAD）を活用した情報共有と業務効率化

7. 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、心身の健康維持、生活の安定、保健、福祉、医療の向上と増進のため必要な援助・支援を包括的および断続的に行う地域包括ケアの実現をすることを目的とした、総合的な高齢者の相談・支援業務を行います。

対象となる高齢者人口が多い米沢市東部区域を担当し、相談件数も年々増加傾向であることから、適正な労働環境の確保と体制強化・サービス向上を図ります。

(1) 包括的支援事業

・総合相談支援業務

高齢者やその家族が抱える悩みや心配事などへの相談対応。地域包括支援ネットワークの構築、実態把握などの実施。

・介護予防ケアマネジメント業務

介護が必要となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の方への総合事業サービス及び予防サービスに関するケアマネジメント業務。

・権利擁護業務

権利侵害の予防や対応を専門的に実施。高齢者虐待の早期発見や、成年後見制度の紹介、消費者被害対策など。

・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的かつ継続的サービスが提供されるように、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の基盤整備、居宅介護支援事業所の介護支援専門員へのサポートの実施。

(2) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護以外）に関するケアマネジメント業務の実施。

(3) 地区民生委員協議会との連携

(4) 地域ケア会議の開催

(5) 認知症サポーター普及・養成活動

(6) 消費生活サポーター普及・養成活動

(7) 介護予防普及啓発事業の実施

(8) 県内医療系養成校より実習生の受入れ

(9) インターンシップの受け入れ

8. そのほかの取り組み

◆ 苦情解決と適切なサービスの提供

利用者に提供する福祉サービスに対する苦情（要望、意見を含む）の申出に対し、迅速、適正な対応をし、円満・円滑な解決を図るために、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置しています。苦情に対しては、その内容を十分に検討してサービスの向上に繋げていきます。また、利用者や家族が安心してサービスを利用できるように制度の広報にも努めます。

この他、米沢市介護相談員派遣事業を受け入れ、相談員と利用者との交流や第三

者視点での介護サービスへの率直な意見をいただくことにより、さらなるサービス向上に努めます。

◆ 委員会活動

利用者のニーズを十分に把握し、個別のケアを実践していくための、よりきめの細かいサービスが要求されます。

利用者の人権尊重を推進するとともに、生活全般についてそれぞれ調査・検討及び実践する機関として、また自己研修、専門知識の向上のための各委員会を設置します。

- 食事・口腔ケア ○入浴 ○排泄 ○広報・マルチメディア ○感染対策
- 安全・環境 ○行事・レクリエーション・機能訓練 ○科学的介護 ○看取り

◆ プロジェクト

■ ヒヤリハット・事故防止委員会

介護事故予防と、再発防止策の検討。介護サービスの改善やケアの質向上につ安全衛生委員会

労働災害の原因、災害防止対策の調査・検討を行います。

■ 研修・人材育成プロジェクト

施設内部研修の企画・立案及び実施に関することを行います。

感染症対策と、多様な働き方に合わせた研修プログラムを提供します。

■ 高齢者虐待防止・身体的拘束等適正化検討委員会

「身体的拘束等ゼロ宣言」を掲げ、身体的拘束廃止と、利用者の生活の質の確保、職員指導・研修等を行います。

スピーチロック（言葉による拘束）等の不適切な対応を、初期段階から防ぐための啓発活動を年間を通して行います。

■ 喀痰・吸引・経管栄養研修安全委員会

介護職員による喀痰・吸引・経管栄養の安全確保に向けた研修と検討を行います。

■ 利用率・加算プロジェクト

安定した利用率確保と、サービスに付加価値を取り入れ、他との差別化を図ることを目的に、全部門（施設・居宅・短期・通所・訪問）による現状分析と対応策の検討を行います。（在宅系・入所系）

■ BCP（事業継続計画）策定プロジェクト

大規模災害や感染症拡大（パンデミック）に備え、BCP（事業継続計画）を策定します。